

平成30年度 第2回 北見市上下水道審議会 概要録

日 時	平成31年3月1日(金) 午後2時00分～3時00分	
場 所	北見市農業委員会 会議室	
出席者	委 員	渡邊会長、山下副会長、山本委員、岸田委員、林委員、水田委員、山田委員、小室委員、高橋委員 (欠席：伊佐委員、吉田委員、舛川委員、市川委員)
	事務局	小林公営企業管理者、松本上下水道局長、田中上下水道局次長、磯部上下水道局次長、唐経営企画課長、山内総務課長、笠原水道課長、高木下水道課長、寒河江給排水課長、荒木浄水場長、長谷川浄化センター所長、岩崎端野上下水道課長、吉川常呂上下水道課長、細川留辺薬上下水道課長、永山経営企画課財務係長、星経営企画課経理係長、山口水道課計画係長、櫻田水道課工事係長、村井下水道課計画係長、阿部下水道課工事係長、井上総務課総務係長、森谷、井上
議事等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成31年度予算(案)の概要について (2) 水道事業の統合について 2. その他 	
主な議事内容		
<ol style="list-style-type: none"> 1. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成31年度予算(案)の概要について 		
	<p>資料1 ページ。</p> <p>企業会計で行う水道事業・下水道事業の予算は、施設の維持管理など日常の営業活動に要する収入と支出を示す『収益的収支』と、施設の建設や改良などに要する収入と支出を示す『資本的収支』に分かれている。また、各事業にかかわる施設の整備や維持管理などの費用は、料金・使用料が主な財源となっている。</p> <p>(1)水道事業の①有収水量、いわゆる市民の方が使用した水量と料金収入の見込みには、資料の中段に平成27年度から平成29年度までの3年間の決算値と平成30年度及び平成31年度予算の有収水量を青色の棒グラフに、料金収入を黒色の折れ線グラフに示す。人口減少や節水型機器の普及などで有収水量は年々減少している。平成30年度の有収水量は、1月末現在で前年度に対し1.63%減少している。平成31年度予算の有収水量は、近年の状況</p>	

から減少が続くと見込んでいるが、料金収入は、平成 30 年 10 月の料金改定によって、平成 30 年度は改定後の収入は 11 月からの 5 ヶ月に対し、平成 31 年度は 1 年分の改定の効果を見込めるため平成 30 年度より増加を見込んでいる。

続いて、②主な建設改良事業について説明。

管渠の整備として、北見自治区の春光町、山下町などで、老朽管更新のための配水管布設替工事を、北見自治区の東相内町などで、道路工事にあわせ新たに配水管の布設を行うほか、末端の配水管をループ化する管網整備を目的とした配水管布設工事を、北見自治区の広郷浄水場では、遠方監視装置更新工事、苛性ソーダ注入設備機能増設工事を、留辺蘂自治区の金華浄水場では、受変電設備更新工事を、庁舎建設事業として、平成 30 年度から平成 32 年度に、上下水道局庁舎の建設工事を完了するべく、平成 30 年度から二か年の継続事業で庁舎基本実施設計委託費を見込んだ。

資料 2 ページ。

初めに資料の構成について説明。

上段の図、収益的収支の円グラフは、日常の営業活動にかかわる収支を表し、下段の図、資本的収支の円グラフは、施設の建設費やその財源となる収支を表している。いずれも円の左側が収入で、右側が支出である。

次に、上段の図、収益的収支について説明。

円グラフ左側の収入では、先ほども説明したとおり、有収水量の減少の影響と水道料金の改定を見込み、水道料金で 25 億 3,100 万円、円グラフ中央左側の収益的収入の合計で 32 億 3,500 万円を見込んだ。

円グラフ右側の営業費用では、原水の処理費、つまり水を作るのにかかる薬品や電気料などの費用や、水道管の漏水修繕工事などの維持管理費などを見込み、円グラフ中央右側の収益的支出の合計では 31 億 7,600 万円を見込み、損益計算では料金収入の増加などの影響により、純損失を見込んでいた平成 30 年度より利益が増加し、5,900 万円の純利益を見込んだ。

次に、下段図の資本的収支では、円グラフ左側の企業債で 7 億 3,700 万円を見込み、円グラフ中央左側の資本的収入合計で 11 億 8,200 万円を見込んだ。企業債については、工事をするときのいわゆる借金にあたるもので、料金改定により収入の増加を見込め

るようになったことで、今までよりも借り入れの金額を抑制できるようになった。

支出では、円グラフ右側の建設改良事業費や企業債の償還額を見込み、円グラフ中央右側で資本的支出合計では 21 億 600 万円を見込んだ。

資本的収支では、円グラフ左下の紫色表示の支出に対する収入が不足しているが、この不足をどうするかは、上段図の円グラフと下段図の円グラフの関係性にて説明する。

上段図右側の黄緑表示の部分、減価償却費については、現金が出ていかない帳簿上で費用としているだけのものになる。現金が出ていかないということは、円グラフ左側の水道料金で受け取った現金が使われずに浮いた状態になる。その浮いた現金を下段図円グラフ左下の紫色の収支不足に充てているという仕組みになっている。資本的収支の収支不足については、そのほか、利益から老朽化した施設を更新するために積み立てた積立金を取り崩して充てる予定になっている。

資料 3 ページ。引き続き下水道事業について説明。

(2)下水道事業、①有収水量と使用料の見込みについては、水道事業と同様に年々減少しており、平成 30 年度の有収水量は 1 月末現在で前年度に対し 1.62%減少し、平成 31 年度予算では有収水量・使用料収入共に平成 30 年度を下回る見込みである。

次に、②主な建設改良事業について説明。

主な事業内容については、管渠の整備として、東相内町などで浸水対策を目的として雨水管の新設を道路工事に併せて行うほか、汚水管が未整備となっている路線での住環境整備を目的とした新設工事を、合流管では改築更新を進めるほか、端野町下水道管理センターと北見市浄化センターとの施設統合に係る「端野・北見接続幹線新設工事」、留辺蘂自治区のマンホールポンプ更新工事を、北見市浄化センターでは、水処理計装設備更新工事をはじめ記載の事業などを見込んだほか、水道事業と同様に庁舎建設に係る下水道事業負担分を見込んだ。

資料 4 ページ。上段の図、収益的収支について説明。

円グラフ左側の収入では、有収水量の減少の影響により下水道使用料で 18 億 2,800 万円を見込み、円グラフ中央左側の収益的収入の合計で 48 億 7,300 万円を見込んだ。

	<p>円グラフ右側の営業費用では、下水道管や終末処理施設の維持管理費などを見込み、円グラフ中央右側の収益的支出の合計で 46 億 6,400 万円を見込み、損益計算では 2 億 900 万円の純利益を見込んだ。</p> <p>次に、下段の図、資本的収支では、左側の企業債 16 億 6,700 万円を見込み、円グラフ中央左側の資本的収入合計で 27 億 600 万円を見込んだ。</p> <p>支出では、円グラフ右側の建設改良事業費や企業債の償還額などを見込み、円グラフ中央右側の資本的支出合計で 42 億 2,100 万円を見込んだ。円グラフ左下の紫色表示の収支不足の部分については、水道事業と同様に、上段図の円グラフ右側の黄緑表示の減価償却費が、現金が出ていかない帳簿上の費用になるので、その費用に対して下水道使用料の現金収入が浮いた状態になる。その浮いた状態の現金を下段図の紫色表示の収支不足に充てる仕組みになっている。</p> <p>また、下段図の資本的支出については、平成 30 年度で北見市浄化センターの大きな更新工事が終了することなどで、平成 30 年度と比べて 17 億 6,000 万円ほど減少している。</p>
委員	4 ページの資本的収支のグラフで、右下の企業債償還金他の、他には何が含まれているか。
事務局	下水道事業は国庫補助金を受けた事業を行っており、それで機械設備などの更新を行うが、古い機械は不用品として年 1 回売払いをしている。そこで出た収益に含まれている補助の相当額は国に返還することとなっているため、その分を見込んでいます。
委員	企業債償還金の償還期間および期限はどのくらいか。
事務局	企業債については種類があり、短くて 10 年程、長くて 40 年間で償還する。多くは 30 年から 40 年の間で償還することとなる。
委員	償還期間および期限は 10 年から 30 年、40 年と伺ったが、借入の金額や種類によって変わるか。
事務局	種類によって決まっているのは、例えばへき地で何か建設する場合は、償還の上限が短く設定されている。ただ、全体からする

	<p>と期間が短い企業債は割合的には少ない。多くのものは、例えば水道管でいうと 40 年という法定で決められた期間がある。40 年間で減価償却するものの借入期間を 20 年間とすると、償還に必要な資金が減価償却費の 2 倍必要になり、経営が苦しくなっていくので、できるだけ減価償却の期間に応じた借入期間を設定している。</p> <p>委員 資料 2 ページ上段の円グラフの減価償却費は 12 億 6100 万円という金額だが、左下の減価償却費の財源充当額は 9 億 2400 万円となっている。これらの金額が合わないが、この差額はどのような内容か。</p> <p>事務局 上の円グラフの減価償却費は 12 億 6100 万円で、先ほどの冒頭の説明では省略したが、円グラフの左側にも現金収入が入ってこない帳簿上の収入がある。下の濃いオレンジ表示の営業外収益の中に長期前受金戻入という項目があり、4 億 4100 万円計上しているが、これは現金としては入らないので、現金として出ていかない右側の減価償却費－現金として入ってこない長期前受金戻入の 4 億 4100 万円を除いた額が下のグラフの補てん財源として使える金額ということになる。これを差引すると、8 億 2000 万円ほどが下の紫色表示の充当財源として使えるということになる。不足する額は、先ほどの冒頭の説明で申し上げた老朽管更新のための積立金の取崩などで補う予定になっている。</p>
(2)水道事業の統合について	
	<p>水道事業の統合について、資料及び別紙資料にて説明。</p> <p>別紙の上段に示すとおり、水道事業とは、水道により給水人口 101 人以上に水を供給する事業である。また、簡易水道事業とは、規模が小さい水道事業のことで、給水人口 101 人以上、5,000 人以下に水を供給する事業である。</p> <p>上側の図は、現在の北見市水道事業給水区域を示す。</p> <p>青色表示の区域が水道事業給水区域で、緑色表示の区域が簡易水道事業給水区域となっており、現在は 2 つの水道事業と 4 つの簡易水道事業がある。</p> <p>平成 18 年の 1 市 3 町の合併後においても、複数の水道事業と簡易水道事業がある理由は、合併前の 1 市 3 町が、それぞれ水道事業や簡易水道事業の認可（と呼ばれる国や北海道による事業の</p>

経営許可)を受けており、合併後においても、それぞれの認可を引継ぎ、事業を経営してきたためである。

資料 5 ページを参照。

水道事業統合を行うこととなった経過と今後の予定について説明。

(1)経過に示すとおり、1市3町の合併後の北見市は、簡易水道事業の統合を進める国の方針を受け、平成 21 年度に策定した「簡易水道事業統合計画書」に基づき、水道事業と簡易水道事業を平成 28 年度に 1 つの水道事業に統合することとした。

この「簡易水道事業統合計画書」について補足するが、平成 19 年度に簡易水道事業の施設整備に対する国庫補助制度が改正されたことにより、北見市の簡易水道事業は国庫補助の対象外となった。ただし、「簡易水道事業統合計画書」を策定し、平成 28 年度までに事業統合する事業者については、統合までの期間、引き続き国庫補助の対象とされたことから、北見市では、平成 21 年度から平成 28 年度までに 1 つの水道事業に統合をする「簡易水道事業統合計画書」を策定し、端野自治区と留辺蘂自治区において、国庫補助を活用した統合簡易水道事業を行っている。

資料 5 ページの中段に示すとおり、端野自治区においては、平成 26 年度より緋牛内地区を協和地区に統合する協和地区統合簡易水道事業を実施した。また、留辺蘂自治区においては、平成 23 年度より、滝の湯地区を温根湯温泉地区に統合する温根湯温泉地区統合簡易水道事業を北海道が施工する営農用水事業との合併施工により進めてきたが、北海道が施工する営農用水事業の完了年度が平成 28 年度と平成 29 年度の 2 度にわたり次年度へ延長されたため、温根湯温泉地区統合簡易水道事業の事業期間と水道事業の統合についても同様に延長した。

次に、(2)今後の予定だが、今年度、北海道と北見市が行っていた施設整備が完了の見込みとなったことから、平成 31 年 4 月 1 日より 1 つの水道事業に統合するため、統合に係る変更届出書を北海道へ提出するとともに、関係条例の改正等を現在開催中の定例市議会で審議していただくこととなっている。

この度の水道事業統合は、別紙の上側の図に示す、現在の 2 つの水道事業の認可と 4 つの簡易水道事業の認可を 1 つの水道事業

	<p>の認可に統合するもので、給水区域や水道施設については変更がない。また、統合後の北見市水道事業給水区域については、下側の図に示すとおり簡易水道事業区域を含めて青色表示の1つの水道事業区域となる。</p>
委員	<p>あくまでもこれは水道事業に変わることによって条例などだけが変わるということで、他に何も変わるものはないか。</p>
事務局	<p>変わるものは、条例と水道事業の認可で、水道事業は道の認可を受けており、認可が6つある状態である。それが1つになるということで、住んでいる人たちにとって何かが変わるということはない。</p>
委員	<p>これからは、北見市は簡易水道があっても、水道事業と表現するようになるということか。</p>
事務局	<p>簡易水道事業が今まではあったが、それを廃止し1つの水道事業にする。</p>
事務局	<p>国から、一定距離未満の水道事業や簡易水道事業については、統合し一本化して経営の効率化を図るようということが示され、北見市においては、簡易水道事業と水道事業を統合するという計画を提出し、補助金を有利な形でいただけるよう進んだということである。</p>
委員	<p>統合して国から有利な補助金をいただいているということで、実際に統合することによる経営的なメリットというのは大きく数値的に出ているか。</p>
事務局	<p>水道の統合に関しては、規模が大きくなることということでのメリットがある。今回、31年4月1日から2カ所を統合するということで、それ以前から水道事業を一つにするためには、まずは料金と会計の統一をすることが必要だった。そのため、料金については平成22年に全て統一し、会計については、合併当時は簡易水道と水道の2つに分かれていたが、平成23年度に統一した。そういったプロセスを踏んで、今回2カ所の統合に至っている。統合にかかる一番のメリットは、制度として補助金を受けられな</p>

	<p>いというところを、統合をすることによって、これまでの補助金を受けて簡易水道の工事をすることができたということが一番のメリットだと思っている。会計については、平成 23 年度に 1 つにしており、水道と簡易水道はその時点から一体的な経営をしている状況である。</p>
<p>2. その他 (1)水道法の改正について</p>	
	<p>水道法の改正について、資料にて説明。</p> <p>水道法の改正案が昨年 12 月に成立し、マスコミでも大きく取り上げられるなど、注目を集めたところであり、また、今後の水道事業の運営に影響を与えるものと考えられるので、改正内容の概要等について説明する。</p> <p>資料 1 枚目、水道法の改正に至った背景として、水道を取り巻く全国的な状況が記載されている。</p> <p>我が国の水道は、97.9%の普及率を達成し、これまでの水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化しているという現状認識を示したうえで、四つの課題を掲げる。</p> <p>一つ目の課題は老朽化の進行である。高度経済成長期に整備された施設が老朽化し、年間 2 万件を超える漏水・破損事故が発生していること、耐用年数を越えた水道管路の割合が年々上昇し、平成 28 年度では 14.8%となっていること、現在と同程度のペースで更新を進めた場合、すべての管路を更新するには 130 年以上かかる想定であることが挙げられている。</p> <p>二つ目の課題は耐震化の遅れである。水道管路の耐震適合率は 4 割に満たず、大規模災害時には断水が長期化するリスクを抱えていることが挙げられている。</p> <p>三つ目の課題は多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱である。小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理や危機管理に支障を来していること、人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できないおそれが挙げられている。</p> <p>四つ目の課題は計画的な更新のための備えが不足していることである。約 3 分の 1 の水道事業者で、給水原価が供給単価を上回る原価割れの状況となっていること、計画的な更新のために必要</p>

な資金を十分確保できていない事業者も多いことが挙げられている。

これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが必要とされており、水道法の改正につながったものである。

なお、北見市におきましては、ここで示されております、老朽化の進行や計画的な更新のために必要な資金の確保などを踏まえ、当審議会での議論を経ていただいた答申を基に、昨年、水道料金の改定を行ったところであり、水道の基盤強化を図るための取り組みを進めているところである。

資料 2 枚目を参照。

改正水道法の概要として、記載の 5 点が挙げられている。

一つ目、関係者の責務の明確化では、国、都道府県、市町村がそれぞれの立場で水道事業の基盤の強化に取り組まなければならないこと、二つ目、広域連携の推進では、広域連携を推進するための国、及び都道府県の果たすべき役割について、三つ目、適切な資産管理の推進では、今後、老朽化施設の増加が見込まれることを踏まえ、水道施設を良好な状態に保つように維持及び修繕をしなければならないこと、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し保管しなければならないこと、長期的な観点から水道施設の計画的な更新に努めなければならないこと、水道施設の更新を含むその事業に係る収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないことが定められている。

四つ目、官民連携の推進では、地方公共団体が水道事業者としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入すること、五つ目は、指定給水装置工事事業者制度の改善である。

これら、五点のうち、四つ目の官民連携の推進が、水道の民営化などとして、マスコミ等でも最も注目された部分であり、水道施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する、いわゆるコンセッション方式を導入しようとするもので、民間活力の導入による効率化や人材不足などが深刻化する小規模自治体を念頭においたものと考えられる。

コンセッション方式の導入は法的に義務付けられたものではなく、各自治体が導入の是非を判断するものであるため、北見市と

	<p>しては、経営に関するノウハウが一定程度蓄積されていることや、事業の運営に必要な技術者の確保など、組織体制も維持されていることなどから、引き続き公営企業として適正な運営が可能であると考えており、コンセッション方式の導入は考えていないが、今後、他都市の動向など、情報収集に努めてまいりたいと考えている。</p> <p>また、三つ目の適切な資産管理の推進については、今後、国から具体的な指針等が示されるものと考えられるので、それらを踏まえ適切に対応してまいりたいと考えている。</p> <p>水道法の改正について、民間事業に委託した場合に、料金の値上げや、品質が守られないなど、いろいろなことが話題とされているので、他都市の状況を見ながら検討すると言ったが、北見市としては公営ですすめていただきたい。</p>
委員	<p>今回の水道法改正は、事務局のみなさんからすると大きな出来事だったか。また、その前の水道法改正はいつ行われたか。</p>
事務局	<p>水道法については、細かな部分の改正はところどころあるかと思うが、いわゆる施設を計画的に整備して拡張していくという考え方から、現状を維持していかなければならないという考え方に大きく転換しており、このような大きな改正はめったにないものと思う。また、官民連携の推進、いわゆる民営化というところばかりが大きく取り上げられたが、そのほかにも3番の適切な資産管理の推進の中で、③の計画的な更新に努めなければならない、それから、④では長期の収支見通しを作成して公表しなければならないというところがあるので、この3番はあまり注目されなかったが、きちんと将来を見据えて、それを利用者の方にきちんと公表して、そのうえで事業をすすめていくようにという風に変わっていくことと思うので、これは本当に影響のある大きな改正と考えている。</p>
事務局	<p>ただいまの補足で、今回の水道法改正については、大元には全国的に人口減少に伴って収入が減ることや、老朽化施設がどんどん増えてくるという状況だが、北見市には経営や水道技術のノウハウを持っている職員がおり、アセットマネジメントを設定して、昨年料金改定にたどり着くことができた。ただ、小さな水道事業</p>

	<p>者で、水道技術者や企業会計のノウハウを持った職員がいないところについては、中には危機的な状況にあるということすら気づかないような水道事業者も全国的にはあるというような部分も踏まえ、国の方がこのように自らきちんと水道事業が将来に向かって安定的な基盤強化を図れるように、まずは国の方で方針を定めて、都道府県がそれを推進するような計画を作るというようなことが1番目にはある。そして、3番目の②にあるように、資産管理については、台帳自体も整備できていないような自治体もあるので、基盤強化を図るために、自分のストックしているものを把握し、将来に向けてどうしていくかということを考えなさいというのが今回の水道法の大きな目的である。4番目のコンセッションについては、もともとPFI法をもとに民営化ということができたが、より手続きがスムーズにいくように、措置を行ったという内容になっている。</p>
<p>委員</p>	<p>北見市として近隣町村との連携や合併は検討しているか。</p>
<p>事務局</p>	<p>全国的な話で、県レベルで一つの水道をやろうとしているところも出てきている。それはなぜかという、経営が効率化できるからである。いろんな市町村で浄水場などの施設を持つと、ばく大な費用がかかってしまうので、例えば県レベルでダムを持って、その水で水道水を作り、管でそれぞれの町村に配るといったような大きな流れができています。ところが、北海道については、面積が広いことが大変問題であり、例えば北海道を何個かに分けて水道を一本化しようとしても非常にお金がかかる。国の方としては、今までは水道事業は都道府県を経由して、取りまとめているのは日本水道協会だったが、それではそれぞれの都道府県の状況が把握できないということがあり、今回の中に明確化されているのが、都道府県が広域化、広域連携を図るために調整しなさいということが明言化された。今後、何らかの動きがあると思うが、今のところは北見市だけでも全国4番目の面積を持っているので、難しい状況である。ただ、考えられるのは、置戸町や訓子府町などと水道を一本にできないかということは、もしかすると今後出てくるのではないかと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>3月の広報に下水道使用料の減免制度の一覧が出ていた。下水道使用料には減免制度があるが、水道料金にはないことについて、</p>

	<p>市民からすると、水道料金と下水道使用料を一緒に考えている人もいると思うので、広報するときは工夫してほしいと思う。</p>
事務局	<p>今後広報するときには工夫をさせて頂きたいと考えている。</p>
委員	<p>資料「水道を取り巻く状況」の、老朽化の進行の①の中に、国レベルでいうと年間2万件を超える漏水事故が発生していると記載されているが、北見市は今年、数十年に一度といわれるくらい冷え込みの強い年でもあったので、今年の冬の漏水状況をわかる範囲で説明してほしい。</p>
事務局	<p>道路に埋まっている水道本管については11月に本管の漏水が1件、12月は6件、1月には2件、2月は2件あった。本管でいえば今年は例年並みの状況である。</p> <p>それとは別に、宅内漏水は多く、冷え込んだ時期の3～4日は、1日50～60件、3日間で190件程度の凍結の問い合わせがあったが、宅地内の部分については、お客様の資産のため、お客様がそれぞれ指定給水装置工事事業者に電話していただき、凍結の処理をしていただくこととなっている。</p>
委員	<p>いまの質問は、審議会でも昨年度審議された内容の中で、埋設深が浅くなった部分の凍結について危惧していたため伺った。</p>
事務局	<p>現在も埋設深の研究は進めているが、最終的な決定までには至っていない。従来と同じ深さで、徐々に変わってきてはいるが、工大と研究を進めており、埋設深をなるべく浅くすることで工事費が節減されるので、その研究は引き続き行っているが、それによる影響は受けていないと思う。</p>